



米国関税措置の影響を受ける事業者の方々へ
ご利用いただけます！

経済変動対策

緊急融資



売上高や利益率が減少している

中小企業の方にご利用いただける融資制度です。

県の融資制度とは？

県と金融機関が協調して行っている中小企業向けの融資です。

県の融資制度のポイント

低利

県の定めによる
低利・固定金利

金利 年1.25%以内

低保証料

県と信用保証
協会の負担に
より引下げ

保証料率 年0.35%～1.05%
最大0.85%引下げ

長期

融資期間は
最長7年
(据置1年)



制度の詳細、申込は裏面をご確認ください

ご利用いただける方

次の1～3のいずれかに該当する県内中小企業の方（個人事業主含む）

1 最近3ヶ月の売上高（または販売数量）

前年同期比5%以上減少

2 原油等の売上原価依存率が20%以上

仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っている

3 最近3ヶ月の月平均売上高営業利益率

前年同期比20%以上減少

※原則として、県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、県税を完納している方が対象です。

融資条件

資金用途

運転資金

融資限度額

8,000万円 ※県の経営安定資金（地域産業対策枠）との合計

融資期間（うち据置期間）

7年以内（1年以内）

融資利率（固定金利）

年1.25%以内 ※R7.5月現在

保証料率（保証必須）

年0.35%～1.05% ※引下げ後の率

お申込先

お取引のある県内金融機関にご相談ください。



取扱金融機関

※県内支店に限ります。

銀行

北陸/富山/富山第一/第四北越/北國/福井/みずほ/三井住友

信用金庫

富山/高岡/新湊/にいかわ/氷見伏木/砺波/石動

信用組合

富山県/富山県医師/横浜幸銀

政府系金融機関

商工組合中央金庫

農業協同組合(JA)

みな穂/黒部市/魚津市/あおば/なのはな/いみず野/高岡市/氷見市/となみ野/なんと/いなば/福光

お問合せ先

富山県 商工労働部 地域産業振興室 経営支援課

【米国の関税措置に関する金融特別相談窓口】

☎076-444-3248（※8:30～17:15 土日祝日を除く）

富山県 融資制度

検索

このほかにも多くの融資メニューがございます。
富山県のホームページをご確認ください。



令和7年度中小企業向け融資制度
（富山県ホームページ）